

研究の評価の特性(留意点など)

- 科学技術研究の評価やあり方等については、「**総合科学技術会議**」(内閣総理大臣議長)において、政府全体で論議。
- また、**研究開発型の独法のあり方**についても、政府全体で検討中。
- これら検討の論議等においては、主に以下のような点が、科学研究評価の特性等として論議されている。

①一定のリスクや予見不可能性(不確実性)

→研究は先行投資的なもの。研究のプロセスそのものから効果を得られる場合もある。

②多様な主体による創意工夫(切磋琢磨)により進歩

→複数の研究者が類似的なテーマを競争的に取り組むことにより進歩

③間接的な効果を生み出す側面がある(客観評価の困難性)

→ 政策等への直接的な反映だけでなく、全体の技術水準の向上や、将来的な発展につながる可能性など、数値等で合理的に評価しにくい間接的な波及効果もある。

④成果が活用されるまで一定期間を要する場合がある

→ 間接的な波及効果が及んで活用に至るまでには一定の時間がかかる場合がある。

厚生労働科学研究費補助金について

【目的】

厚生労働科学分野の研究を振興し、行政施策の科学的な実施を図るとともに、技術水準の向上に資する。

【研究事業の分野】

472億円(H22) (実績:1594件(H21))

1 行政政策研究分野

・社会保障政策、国際医学協力 など

2 厚生科学基盤研究分野

・再生医療、創薬、医療技術 など

3 疾病・障害対策研究分野

・障害、老健、母子、がん、疾病、感染症など

4 健康安全確保総合研究分野

・健康危機管理、労働安全、医薬・食品安全など

【交付の形態】

① 一般公募研究 (1503件(H21))

② 指定研究・特別研究 (91件(H21)) 限定的に公募によらないもの

・ 緊急の行政ニーズに対応するためのもの

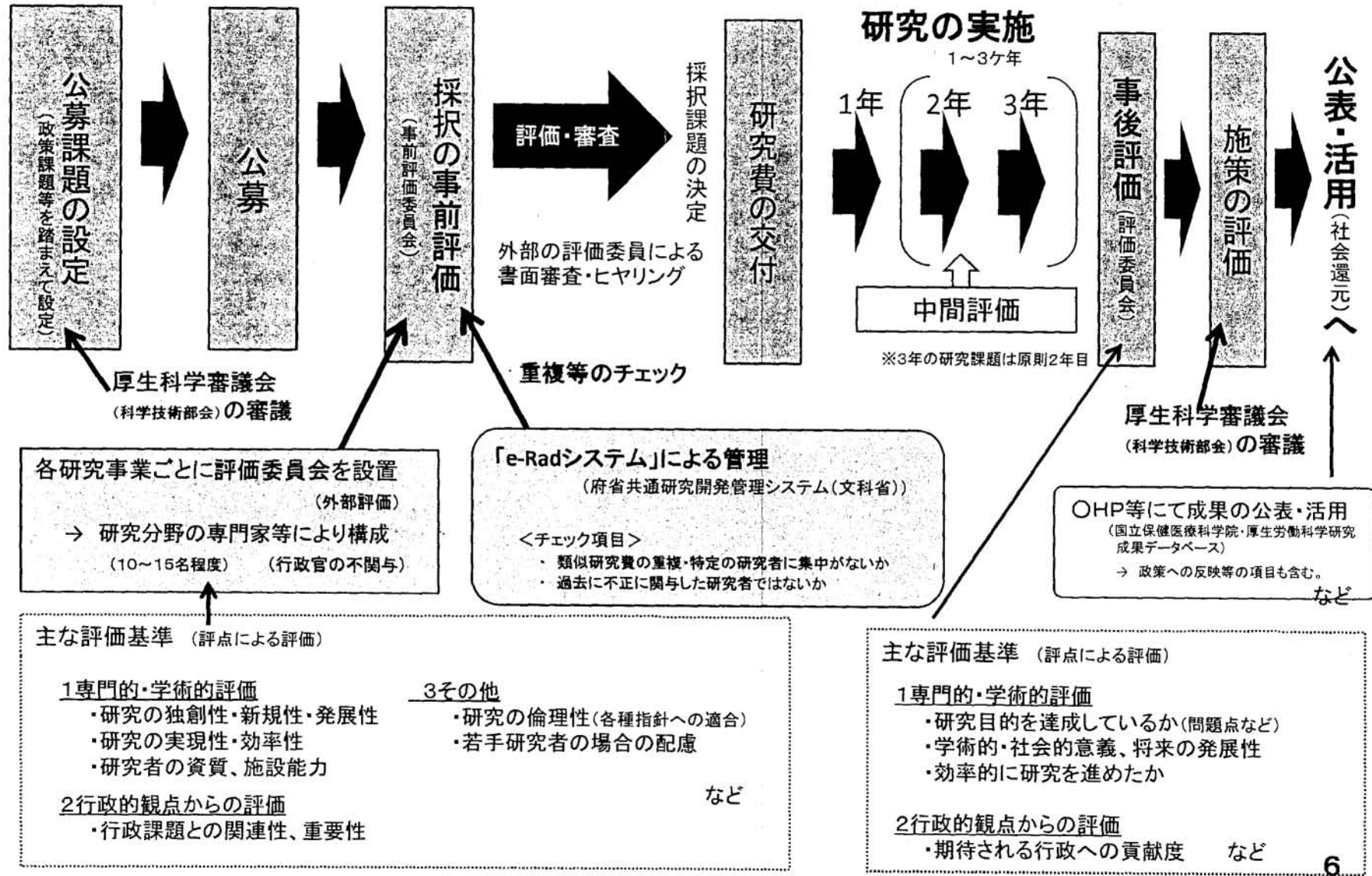
例: 小児ぜんそくと重症新型インフルエンザの全国調査研究、小児臓器移植ガイドライン研究 など

・ 特定の研究能力・体制を有する者でないと対応できないもの、長期継続的な研究を要するもの

例: エイズ診療連携ネットワーク研究、インフルエンザ様疾患の以上行動実態研究、フィブリノゲン製剤実態調査 など

厚労科研費の研究評価等の流れ(現状)

○「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」等に基づき、研究評価を実施。
 ○事前・事後の評価を通じ、研究の内容を評価 (成果についても公表)



主な評価基準 (評点による評価)

1 専門的・学術的評価

- 研究の独創性・新規性・発展性
- 研究の実現性・効率性
- 研究者の資質、施設能力

2 行政的観点からの評価

- 行政課題との関連性、重要性

3 その他

- 研究の倫理性 (各種指針への適合)
- 若手研究者の場合の配慮

など

主な評価基準 (評点による評価)

1 専門的・学術的評価

- 研究目的を達成しているか (問題点など)
- 学術的・社会的意義、将来の発展性
- 効率的に研究を進めたか

2 行政的観点からの評価

- 期待される行政への貢献度

など